

第 6 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成29年12月11日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

## 第 6 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成29年12月11日(月曜日)

午前9時59分開議

午前11時39分閉会

本日の会議に付した事件

第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

第2号 平成29年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

第3号 平成29年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

第4号 平成29年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

第16号 和解及び損害賠償額の決定について

第23号 専決処分の報告及び承認について

第24号 専決処分の報告及び承認について

第25号 専決処分の報告及び承認について

第26号 専決処分の報告及び承認について

第27号 専決処分の報告及び承認について

第28号 専決処分の報告及び承認について

第29号 専決処分の報告及び承認について

第30号 専決処分の報告及び承認について

第31号 専決処分の報告及び承認について

第32号 専決処分の報告及び承認について

第33号 専決処分の報告及び承認について

第34号 専決処分の報告及び承認について

第35号 専決処分の報告及び承認について

第36号 専決処分の報告及び承認について

第37号 専決処分の報告及び承認について

第38号 専決処分の報告及び承認について

第42号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

第43号 平成29年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

第44号 平成29年度熊本県流域下水道事業

特別会計補正予算(第2号)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

① 熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況について

② 建設工事における円滑な施工確保対策の取組みについて

③ 益城町木山地区における土地区画整理事業の県施行について

④ 「熊本県住宅マスタープラン」の改定について

⑤ 八代港における国際旅客船拠点形成計画書について

⑥ 阿蘇山における直轄砂防事業について

⑦ 創造的復興に向けた重点10項目について

出席委員(6人)

委員長 淵 上 陽 一

副委員長 内 野 幸 喜

委員 坂 田 孝 志

委員 森 浩 二

委員 松 村 秀 逸

委員 大 平 雄 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 手 島 健 司

総括審議員兼

河川港湾局長 鈴 木 俊 朗

政策審議監 成 富 守

道路都市局長 宮 部 静 夫

建築住宅局長 清水 照 親  
監理課長 藤 本 正 浩  
用地対策課長 西 浦 一 義  
土木技術管理課長 吉 良 忠 暢  
首席審議員兼  
道路整備課長 上 野 晋 也  
道路保全課長 長 井 英 治  
都市計画課長 坂 井 秀 一  
下水環境課長 渡 辺 哲 也  
河川課長 丸 尾 昭  
港湾課長 亀 崎 直 隆  
砂防課長 松 永 清 文  
建築課長 上 妻 清 人  
営繕課長 井 手 秀 逸  
住宅課長 小路永 守  
政策監 尾 上 佑 介

事務局職員出席者

議事課参事 小 池 二 郎  
政務調査課主幹 佐 藤 誠

午前9時59分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第6回建設常任委員会を開会します。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託されました議案を議題とし、議案について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いします。

まず土木部長から総括説明を行い、続いて付託議案について担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、手島土木部長。

○手島土木部長 初めに、委員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、10

月7日から3日間、広島県の土砂災害現場を初めとする管外視察を実施いただきましたことに感謝を申し上げます。

それでは、今定例県議会に提出してあります議案の説明に先立ちまして、最近における土木部行政の動向について御報告いたします。

まず、熊本地震からの復旧、復興の状況について御報告いたします。

県道熊本高森線の4車線化につきましては、10月から用地交渉に着手し、個別交渉を鋭意進めているところでございます。

益城町木山地区における土地区画整理事業につきましては、去る10月18日に、益城町及び町議会から、県施行の要望を受け、これまで町と具体的な協議を進めてまいりました。

その調整もおおむね整いましたので、町による都市計画決定後、県施行により速やかに用地買収に着手できるよう、所要の予算について、今定例会で補正予算の計上をお願いしているところでございます。

熊本高森線の4車線化、木山地区の土地区画整理事業を迅速かつ円滑に進め、益城町の復興に取り組んでまいります。

次に、災害公営住宅につきましては、現在、12市町村で1,575戸の建設が予定されています。そのうち約7割について用地が確保され、順次、整備に向けて設計等の作業が進められている状況です。

今後も、関係市町村と連携し、早期整備を目指してまいります。

次に、八代港のクルーズ拠点整備につきましては、11月22日に、港湾法に基づく国際旅客船拠点形成計画を作成し、公表いたしました。

また、11月25日には、八代港において、国、ロイヤル・カリビアン社、県の共催により、クルーズ船専用岸壁の着工式を行ったところです。委員長と坂田委員にも御出席いただきました。

今後も引き続き、国やロイヤル・カリビアン社と連携し、八代港が魅力的なクルーズ拠点となるよう、地元とともにしっかりと取り組んでまいります。

阿蘇山における砂防事業につきましては、国土交通省が、明日12月12日に、阿蘇山における土砂災害対策の計画段階評価に関する有識者委員会を開催されます。これは、直轄事業化に向けた大きな一歩であります。

引き続き、地元市町村と一体となり、直轄事業の新規採択に向け取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回御審議いただきます議案は、平成29年度補正予算関係議案7件、条例等関係議案17件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算は、平成28年熊本地震への対応として、道路災害関連事業に関する経費や、益城町における土地区画整理事業実施に係る経費及び本年度発生した災害復旧に係る経費等として12億8,600万円余、熊本県人事委員会勧告を踏まえた職員給与改定分として8,600万円余の増額補正をお願いしております。

あわせて、いわゆるゼロ県債の設定といたしまして、12億7,400万円余の債務負担行為の設定、また、716億1,200万円の繰越明許費の設定をお願いいたしております。

次に、条例等議案につきまして、建築基準法第42条第2項、道路の判定に係る和解及び損害賠償額の決定について1件、管理瑕疵関係等の専決処分報告及び承認について10件、震災関連工事の工事請負契約の締結に係る専決処分報告及び承認について6件の計17件の御審議をお願いしております。

その他の報告事項につきましては、熊本地

震等の災害復旧事業等の進捗状況については6件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いたします。

今後とも復旧・復興事業等の推進に全力で取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○瀧上陽一委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして、建設常任委員会説明資料1冊を準備しております。また、その他報告事項としまして、7件の報告資料を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をごらんください。

平成29年度11月補正予算について御説明いたします。

1ページをお願いします。

今回の補正予算は、平成28年熊本地震への対応として、地震により被災した橋梁の復旧に当たり、災害復旧事業とあわせて道路災害関連事業を実施する経費や熊本地震で被災した益城町の都市拠点である木山地区において土地区画整理事業を実施する経費、本年度に発生した災害により被災した公共土木施設に係る災害復旧費等12億8,600万円余、また、追号となっております熊本県人事委員会勧告を踏まえた職員給与改定分として8,600万円余の増額補正をお願いしております。

上の表2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業として、補助事業で7億3,200万円余、単独事業で1億6,900万円余、災害復旧事業として、補助事業で3億2,400万円余、単独事業で5,900万円余、投資的経費の合計としまして12億8,600万円余の増額

となります。

また、消費的経費としまして8,400万円余を計上しており、一般会計としましては13億7,000万円余の増額となります。

右側の特別会計につきましては、消費的経費としまして200万円余の増額となります。

一般会計、特別会計を合わせました補正予算額は、右側合計欄2段目、13億7,300万円余となります。

補正後の合計予算額は、合計欄3段目、1,189億600万円余になります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成29年度11月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

最下段の合計欄ですが、国支出金が5億7,300万円余、地方債が6億3,800万円、その他が3,700万円余、一般財源が1億2,400万円余の増額でございます。

表中、中ほどの今回補正額の職員給与費、職員給与改定分でございますが、県内の民間給与水準との格差0.33%を踏まえた人事委員会勧告に基づき、給料表水準を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.20月引き上げるなどの改定を行うものです。

なお、15ページから30ページに、各課の職員給与改定に係る補正予算が出てまいりますが、先ほどの説明と同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略をさせていただきます。

また、3ページ以降に職員給与費改定以外に各課予算が出てまいりますが、県単独事業等に係る債務負担、いわゆるゼロ県債として12億7,400万円余の設定をお願いしております。

ゼロ県債につきましては、発注平準化を図

り、県内景気を下支えすることを目的に積極的に設定をしておりましたが、昨年度からの熊本地震に伴う災害復旧等の事業量増大に伴い、年間を通して相当量の工事が見込まれることから、早期に完成する必要がある事業及び年間維持業務等で4月1日から実施する必要がある事業に絞ってお願いをしております。

以上が土木部の11月補正予算の状況でございます。

監理課からは以上です。よろしくお願いたします。

○吉良土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

補正予算はございません。

上から2段目の建設単価調査費の右側の説明欄をごらんください。

建設単価調査業務において、3,950万4,000円の債務負担行為の設定でございます。

この調査は、土木部が発注する公共工事の積算に用いる建設資材などの設計単価を決定するため、市場取引の実勢価格を調査するものでございます。この調査は、平成30年4月当初から開始いたします。

土木技術管理課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○長井道路保全課長 道路保全課です。

まず、補正予算について御説明いたします。

資料の4ページをお願いします。

上から3段目の単県道路災害関連事業費は、平成28年熊本地震により被災した橋梁の災害復旧工事の施工時に新たに判明した被災部の調査等を行うもので、菊池赤水線、車帰橋ほか4橋で1億2,500万円余を計上しております。

次に、債務負担行為の設定を2件計上して

おります。

まず、上から2段目の単県道路修繕費は、小規模な舗装の老朽損傷箇所を舗装修繕するもので、説明欄のとおり、大牟田植木線ほか2カ所で6,700万円を計上しております。

最後に、上から5段目の道路舗装費は、主に熊本県舗装維持管理計画に基づき舗装、補修等を実施するもので、説明欄のとおり、八代不知火線ほか26カ所で3億5,100万円余を計上しております。

これら2件は、いずれも早期発注による梅雨前の事業効果の発現を目的に設定しております。

道路保全課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

2段目の土地区画整理事業でございますが、補正額として7億3,200万円余を計上しております。これは、土地区画整理事業が予定されている益城町木山地区において、町による都市計画決定後速やかに事業を着手できるよう、土地の先行取得に必要な経費を計上するものです。

以上、最下段のとおり、11月補正後の予算額は63億5,100万円余となります。

都市計画課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず一般会計から御説明いたします。

資料の7ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金返納金として50万円を計上しております。これは、大津町が過年度に農業集落排水事業により取得した土地の一

部について、河川改修事業に伴い処分する必要が生じたことから、国庫補助金の返納を行うものでございます。

続きまして、5段目の農業関係施設過年発生災害復旧費として1,000万円を計上しております。これは、平成28年熊本地震により被災した農業集落排水施設の災害復旧事業について、復興係数の導入など積算基準の変更や施工条件の見直しなどにより増額する必要が生じたことから、補正をお願いするものでございます。

以上、一般会計での課の合計は、最下段に記載しておりますとおり、補正額の合計は1,050万円の増で、補正後の額は10億9,470万7,000円でございます。

続きまして、資料の8ページをお願いいたします。

流域下水道事業特別会計について御説明いたします。流域下水道管理費について、債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目の熊本北部流域下水道管理費の右端の説明欄をごらんください。

下水道管理者には、下水道法において下水道からの放流水の水質検査の実施が義務づけられており、この水質検査を次年度当初から円滑に実施するため、検査業務委託に関する経費として359万6,000円の債務負担行為の設定をお願いするものです。

同じく、4段目の球磨川上流流域下水道管理費、6段目の八代北部流域下水道管理費につきましても同様に、それぞれ384万7,000円、374万5,000円の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

下水環境課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○丸尾河川課長 河川課でございます。

まず、補正予算について御説明いたします。

資料の9ページをお願いいたします。

上から3段目の河川改良費のうち、単県河川災害関連事業費で4,300万円余を計上しております。これは、被災した公共土木施設が災害査定で採択された、原形復旧だけでは再度の被災が懸念される場合に、補助災害復旧事業とあわせて行う改良復旧に要する経費です。

次に、資料の10ページをお願いいたします。

1段目の河川等補助災害復旧費で、2事業合わせて3億1,400万円余を計上しております。

1つ目が、2段目の市町村災害復旧指導監督事務費で2,300万円余を計上しております。これは、市町村の災害復旧事業に対する指導監督のための事務費です。

2つ目は、4段目の現年発生国庫補助災害復旧費で2億9,000万円余を計上しております。これは、主に台風第18号等により被災した公共土木施設の補助災害復旧費です。

次に、5段目の河川等単県災害復旧費で、2事業合わせて5,900万円余を計上しております。

1つ目が、6段目の現年発生災害復旧工事費で3,500万円余を計上しております。これは、国の補助災害復旧事業の採択基準を満たさない被災施設に係る単県災害復旧費です。

2つ目は、7段目の災害復旧事業設計調査費で2,300万円余を計上しております。これは、災害査定設計書作成に係る委託費です。

以上、河川課の補正額の総額は、最下段のとおり4億1,700万円余となり、補正後の合計額は344億9,800万円余となります。

次に、ゼロ県債の債務負担行為の設定について御説明いたします。

前ページに戻っていただき、資料の9ページをお願いいたします。

説明欄上から2段目の河川海岸維持修繕費で1億6,300万円の設定をお願いいたします。これは、河川海岸施設の修繕などを

年度当初から行うためのものです。

次に、5段目の単県河川改良費で1,500万円の設定をお願いいたします。これは、長洲町の宮崎川河口部に設置された樋門改修をノリ養殖業に支障のない時期までに完了するためのものです。

次に、下から2段目の単県海岸保全費で1,200万円の設定をお願いいたします。これは、荒尾海岸における海岸保全施設の補修をノリ養殖業に支障のない時期までに完了するためのものです。

資料の10ページをお願いいたします。

3段目の過年発生国庫補助災害復旧費で、庁用自動車賃借の債務負担行為の設定として500万円余をお願いいたします。これは、災害復旧事業の施行に伴い必要となる庁用自動車のリース契約を年度当初から行うためのものです。

河川課の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○亀崎港湾課長 港湾課です。

資料の11ページをお願いします。

全て債務負担行為でございます。

まず、一般会計について御説明いたします。右側の説明欄をお願いします。

上から2段目の単県港湾修築事業費において4,600万円の債務負担行為の設定を計上しております。これは、八代港ほか県管理港湾におきまして、港湾施設の年間維持管理業務委託を行うもので、年度当初から適切に維持管理を行うために、ゼロ県債の設定をお願いするものでございます。

次に、3段目の単県港湾整備事業費におきまして、2件の債務負担行為の設定をお願いしております。

まず、1件目の6億2,000万円の債務負担行為でございますが、これは、長洲港ほか3港におけるしゅんせつ事業で、ノリ養殖に支障のない時期までに工事を完了するために、

ゼロ県債の設定を計上しております。

次に、その下の1,000万円の債務負担行為ですが、これは、八代港においてクルーズ船が早朝、夜間に入出港する際の安全対策として、岸壁等に照明を設置する業務を年度当初から行うためのものでございます。

12ページをお願いいたします。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

上から2段目の施設管理費で6,600万円余の債務負担行為の設定を計上しております。これは、八代港におけるクルーズ船寄港時の警備業務及び熊本港管理事務所における庁舎等の年間の管理業務を年度当初から行うためのものでございます。

港湾課は以上です。よろしく申し上げます。

○藤本監理課長 監理課でございます。

13ページをお願いいたします。

平成29年度繰越明許費でございます。

1の一般会計につきましては697億900万円、2の港湾整備事業特別会計につきましては3億8,400万円、3の用地先行取得事業特別会計につきましては12億1,300万円、4の流域下水道事業特別会計につきましては3億600万円、一般会計及び特別会計を合わせた土木部合計は、716億1,200万円の設定をお願いしております。

なお、昨年度12月の設定額は1,358億7,900万円であり、昨年度の約2分1となっております。

事業の繰り越しにつきましては、事業の進捗管理と効率的な執行を図るとともに、適正工期の確保等、適切に運用してまいります。

監理課からは以上でございます。

○上妻建築課長 建築課でございます。

資料の31ページをお願いいたします。

第16号議案、和解及び損害賠償額の決定に

ついてでございます。

詳細につきましては、右ページの概要により説明させていただきます。

この事案は、4に記載のとおり、和解の相手方が建築基準法第42条第2項に規定する道路に接する敷地について、県からの不適切な判定に基づきまして、道路中心からの後退をせずに擁壁を築造したため、移設工事等の損害を発生させたものでございます。

不適切な判定が明らかになった日時は、平成29年7月10日です。

場所は、上益城郡嘉島町鯨地内であり、損害額及び賠償額は、いずれも158万9,965円でございます。

なお、賠償額の支払いにつきましては、県の業務に係ることであることから、県が加入しております特定行政庁賠償責任保険で対応することとしており、県からの支出は、この保険の免責金額の10万円でございます。

本事案は、道路に関する相談を受けた際に、熊本地震後で業務量が大幅に増加していたこともあり、十分な確認ができずに回答したことから発生したものでございます。

現在は、人員をふやすとともに、道路相談への回答に当たりまして、判定記録の再確認を徹底し、再発防止に努めております。

建築課は以上です。よろしく申し上げます。

○長井道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料の33ページの第23号議案から第31号議案までの9件でございます。

まず、資料の33ページの第23号議案でございますが、詳細は右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成29年3月26日、午前9時から午前10時までの間、高森町大字上色見におき



まして、和解の相手方が国道265号を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、左前後輪等を破損したものであります。

運転者が前方を注意するなど一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の5割に当たる5万円を賠償しております。

次に、資料の35ページの第24号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年3月31日午前零時ごろ、天草市天草町下田北におきまして、和解の相手方が国道389号を普通乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちてきた石に衝突し、フロントバンパー等を破損したものであります。

本件は、走行中に直前に落ちてきた石に衝突した事故で、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる197万6,640円を賠償しております。

次に、資料の37ページの第25号議案でございますが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年4月9日午後1時30分ごろ、南阿蘇村大字河陰におきまして、和解の相手方が主要地方道熊本高森線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、左前後輪等を破損したものであります。

本件は、熊本地震による影響があった事故と考えております。

運転者が前方を注視するなど一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の5割に当たる7万7,951円を賠償しております。

次に、資料の39ページの第26号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年5月9日正午ごろ、大津町大字杉水におきまして、和解の相手方が国道325号を軽乗用自動車で行進中、進行方向左側の街路樹からの落枝が直撃し、フロント

ガラスを破損したものであります。

本件は、直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる9万7,340円を賠償しております。

次に、資料の41ページの第27号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年6月2日午後6時ごろ、菊陽町大字津久礼におきまして、和解の相手方が県道辛川鹿本線の歩道を普通自転車で進行中、橋梁と道路とのジョイント部分に生じていた段差(溝)に前輪をとられて転倒し、右手のひらを負傷する等をしたものであります。

運転者が前方を注意するなど一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の8割に当たる4万3,198円を賠償しております。

次に、資料の43ページの第28号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年6月8日午後6時30分ごろ、五木村大字乙におきまして、和解の相手方が主要地方道宮原五木線を普通乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちてきた石が直撃し、左フロントフェンダー等を破損したものであります。

本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる85万6,613円を賠償しております。

次に、資料の45ページの第29号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年8月22日午前11時50分ごろ、球磨村大字一勝地におきまして、和解の相手方が国道219号を軽乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちていた石に衝突し、左前輪を破損したものであります。

運転者が前車との適正な車間距離を保持して運転していれば事故を回避できた可能性が

あることを考慮して、被害額の3割に当たる3,720円を賠償しております。

次に、資料の47ページの第30号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年9月2日午前6時50分ごろ、甲佐町大字上揚におきまして、和解の相手方が県道三本松甲佐線を軽乗用自動車で行進中、進路前方の路上障害物に衝突し、右前輪を破損したものであります。

路上障害物は、道路上に設置した鉄板の溶接部分が鋭利に突起したものであり、鉄板に異状があるようには見えず、運転者が異状を発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる8,710円を賠償しております。

次に、資料の49ページの第31号議案ですが、右ページをお願いします。

本件は、平成29年9月2日午前8時ごろ、甲佐町大字上揚におきまして、和解の相手方が県道三本松甲佐線を普通乗用自動車で行進中、進路前方の路上障害物に衝突し、右前輪を破損したものであります。

路上障害物は、道路上に設置した鉄板の溶接部分が鋭利に突起したものであり、鉄板に異状があるようには見えず、運転者が異状を発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる9,500円を賠償しております。

なお、本件事故箇所は、第30号議案と同一箇所でございます。

道路保全課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○亀崎港湾課長 港湾課です。

資料の51ページ、第32号の議案でございますが、右のページをお願いします。

本件は、平成29年5月24日午前9時30分から、翌25日午後4時40分までの間に、熊本港フェリーターミナルの駐車場におきまして、和解の相手方が軽乗用自動車を駐車していた

ところ、障害者の方の優先駐車場であることを示すために設置していた標識が老朽化により倒れ、車両右後部が損傷したものであります。

駐車している間に標識が倒れ車両が損傷した事故でございます。所有者が予見回避することは困難であることを考慮しまして、被害額の全額に当たる5万8,298円を賠償しております。

港湾課は以上です。よろしく願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

第33号議案から第38号議案まで、工事請負契約締結に関する専決処分の報告及び承認についてでございます。

今回御審議をお願いしております6件の工事請負契約締結に関する専決処分の報告及び承認につきましては、熊本地震からの災害復旧に関連する工事請負契約であり、熊本地震からの迅速な復旧を図るため1者入札可とし、契約締結までの期間を可能な限り短縮し、一日も早く着手できるよう専決処分を行ったものでございます。

53ページをお願いいたします。

第33号専決処分の報告及び承認について御説明いたします。

高野台災害関連緊急地すべり対策(土工)工事に係る平成29年11月2日の専決の内容です。

工事名は、高野台災害関連緊急地すべり対策(土工)工事。

工事内容は、掘削工、盛土工及びのり面整形工。

工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村河陽地内。

工期は、契約締結の日の翌日から平成30年3月23日まで。契約締結日は、平成29年11月2日でございます。

契約金額は、5億7,564万円。これは、消費税及び地方消費税相当額を含む額でございます。

ます。

契約の相手方は、藤本・杉本・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、54ページをお願いいたします。

第33号議案の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施いたしました。

なお、本事業は、震災関連等工事であることから、施工計画の提出は求めない簡易型で実施しており、提出された企業実績等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者といたしました。

なお、33号議案から37号議案までにつきましては、ただいま御説明しました1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準につきましては、内容が同じでありますので、それ以降37号議案までの当該説明を省略させていただきます。

次に、55ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には2者の復旧・復興建設工事共同企業体が参加し、平成29年9月27日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が126.90で、税抜き

5億8,187万9,000円の予定価格に対しまして、税抜き5億3,300万円で入札しました藤本・杉本・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体が、評価値23.8086となり、落札を決定しております。

次に、57ページをお願いいたします。

第34号専決処分の報告及び承認について御説明いたします。

宇土川28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事に係る平成29年11月9日専決の内容です。

工事名は、宇土川28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事。

工事内容は、砂防堰堤工。

工事場所は、阿蘇市狩尾地内。

工期は、契約締結の日の翌日から平成30年3月23日まで。契約締結日は、平成29年11月9日でございます。

契約金額は、6億3,081万7,200円。これは、消費税及び地方消費税相当額を含む額でございます。

契約の相手方は、池田・熊阿・肥後復旧・復興建設工事共同企業体。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、58ページをお願いいたします。

第34号議案の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格、2の評価に関する基準につきましては、33号議案と同じですので、省略させていただきます。

次に、59ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には2者の復旧・復興建設工事共同企業体が参加し、平成29年10月24日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が128.20で、税抜き5億8,998万8,000円の予定価格に対しまして、税抜き5億8,409万円で入札しました池田・熊阿・肥後復旧・復興建設工事共同企業

体が、評価値21.9487となり、落札を決定しております。

次に、61ページをお願いいたします。

第35号議案専決処分の報告及び承認について説明いたします。

芝原川28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事に係る平成29年11月9日の専決内容です。

工事名は、芝原川28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事。

工事内容は、砂防堰堤工。

工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村中松地内。

工期は、契約締結の日の翌日から平成30年3月23日まで。契約締結日は、平成29年11月9日でございます。

契約金額は、7億3,548万円。これは、消費税、地方消費税相当額を含む金額でございます。

契約の相手方は、岩永・八十・昌南復旧・復興建設工事共同企業体。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

第35号議案の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格、2の評価に関する基準については、省略させていただきます。

次に、63ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には2者の復旧・復興建設工事共同企業体に参加し、平成29年10月24日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が124.80で、税抜き6億8,156万3,000円の予定価格に対しまして、税抜き6億8,100万円で入札をしました岩永・八十・昌南復旧・復興建設工事共同企業体が、評価値18.3260となり、落札を決定しております。

次に、65ページをお願いいたします。

第36号議案専決処分の報告及び承認について

て御説明いたします。

立野川1他28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事他合併に係る平成29年11月9日の専決の内容です。

工事名は、立野川1他28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事他合併。

工事内容は、砂防堰堤工2基。

工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村立野地内。

工期は、契約締結の日の翌日から平成30年3月23日まで。契約締結日は、平成29年11月9日でございます。

契約金額は、7億9,151万2,560円。これは、消費税、地方消費税相当額を含む額でございます。

契約の相手方は、味岡・藤本・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、66ページをお願いいたします。

第36号議案の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格、2の評価に関する基準につきましては、省略させていただきます。

次に、67ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には3者の復旧・復興建設工事共同企業体に参加し、平成29年10月24日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が128.80で、税抜き8億1,431万3,000円の予定価格に対しまして、税抜き7億3,288万2,000円で入札しました味岡・藤本・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体が、評価値17.5745となり、落札を決定しております。

次に、69ページをお願いいたします。

第37号議案専決処分の報告及び承認についてでございます。

三王谷川1他28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事他合併に係る平成29年11月9日専決

の内容です。

工事名は、三王谷川1他28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事他合併。

工事内容は、砂防堰堤工2基。

工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村長野地内。

工期は、契約締結の日の翌日から平成30年3月23日まで。契約締結日は、平成29年11月9日でございます。

契約金額は、8億9,629万2,000円。これは、消費税、地方消費税相当額を含む額でございます。

契約の相手方は、三和・佐藤・速永復旧・復興建設工事共同企業体。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、70ページをお願いいたします。

第37号議案の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格、2の評価に関する基準につきましては、省略をいたします。

次に、71ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には3者の復旧・復興建設工事共同企業体に参加し、平成29年10月24日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が126.40で、税抜き9億2,211万1,000円の予定価格に対しまして、税抜き8億2,990万円で入札をしました三和・佐藤・速永復旧・復興建設工事共同企業体が、評価値15.2308となり、落札を決定しております。

なお、第33号から第37号までの工事は、工期が平成30年3月23日までとなっておりますが、今後、事故繰り越しの手続を行った後、工期の変更を行う予定でございます。

次に、73ページをお願いいたします。

第38号議案専決処分の報告及び承認について説明いたします。

第二高校28年地震災害復旧(管理棟他改築)

工事他合併に係る平成29年11月9日専決の内容です。

工事名は、第二高校28年地震災害復旧(管理棟他改築)工事他合併。

工事内容は、管理棟、図書館棟及び渡り廊下の災害復旧工事。

工事場所は、熊本市東区東町3丁目13番1号地内。

工期は、契約締結の日の翌日から340日間。契約締結日は、平成29年11月9日で、工期は平成30年10月15日まででございます。

契約金額は、9億5,364万円。これは、消費税及び地方消費税相当額を含む額でございます。

契約の相手方は、吉永・坂口建設工事共同企業体。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、74ページをお願いいたします。

第38号議案の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施いたしました。

なお、本事業は、熊本地震からの復旧工事として、被災した管理棟、図書館棟及び渡り廊下の建てかえを行うことから、施工計画の提出を求める基本型で実施しており、施工計画として品質確保及び施工上の課題を設定

し、提出された技術申請書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者としました。

次に、75ページをお願いいたします。

決定した課題は、品質確保に関し4項目、施工上の課題に関して4項目、合計8項目となっております。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には1者の建設工事共同企業体が参加し、平成29年10月19日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点106.80で、税抜き8億8,311万9,000円の予定価格に対しまして、税抜き8億8,300万円で入札をしました吉永・坂口建設工事共同企業体が、評価値12.0951となり、落札者を決定しております。

監理課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 道路瑕疵ですかね、道路保全課の。石が落ちてきてというのが3つありましたね。

それで、2つは10割、1つは3割、これはどういうあれですか。

○長井道路保全課長 石が直撃したものと、ほぼ直撃と同じようなものについては10割というふうに判断しております。

落ちていた石で破損されたものが29号でございますが、29号は、昼ごろでございますので、一般的な注意をもって運転していれば避ける可能性があったということで考えて、3割の認定としております。

以上でございます。

○坂田孝志委員 昼間、石がこれは落ちていたの。

○長井道路保全課長 落ちていたという。

○坂田孝志委員 落ちていたのと落ちてきた、それは違うよな。しかし、それは誰が見たのか、本人か。第三者が見て判断したならあれだけ。

○長井道路保全課長 本人の申請をもとに現地で立ち会いをして、根拠を裏づけております。

○坂田孝志委員 そして、そういうところだから、これは、たまたまみんな左側だね。右側から、これは運転席にでも当たったら大変だろうし、歩行者でもおったらですね。

それから、その対応は何かされましたか。

○長井道路保全課長 基本的には、その現場にたまっている石とか破れ等がありましたら、補修をしております。

○坂田孝志委員 大きな事故にならないように気をつけてほしい。

しかし、一番最初のやつは200万ぐらいと、えらい大きいですね。これば、車が高級車だったんですか。

○長井道路保全課長 委員が言われるとおり、高級車でもありまして、修繕費も約105万と修理費もかかっておりますが、もう一つは、修理するに当たりまして取り寄せる部品がございました。これは、外から供給するものですが、震災後メーカーからの供給ができておまして、供給するのに時間がかかって、加工して取りつけております。

そういうことで、修繕費105万と、その

間、修理に長期間かかりましたので、その期間の代車代が約92万程度入っております。合わせまして197万程度というふうになっております。

○坂田孝志委員 はい、わかりました。

契約ですが、これは三和さんと佐藤さんと速永さんですかね。3つが無効になつてさすな、これは何かあったんですか。

○藤本監理課長 無効という業者につきましては、同一日に公告をして、同一日に落札決定した複数工事の他の工事を落札したことにより無効としたものでございます。

これは、復旧・復興工事を多数発注をしておりますので、多くの建設業者に入札に参加してもらおうということを目的に、同じ技術者を複数の入札案件に配置予定として参加をされます。そのあらかじめ条件を設定いたしまして、同一公告日で同一落札決定日の複数のものについて、あらかじめ優先順位をつけておきまして、同一技術者を配置予定として、優先順位の高い工事を落札された場合、それ以外の工事にその技術者を配置することができなくなりますので、その他の工事については無効という取り扱いをしております。

例えば、先ほどの34号議案の三和・佐藤・速永復旧・復興建設工事共同企業体につきましては、これは37号のほうで落札をされておりました関係で、こちらのほうを無効としたものでございます。

○坂田孝志委員 当然、業者も理解した上で入札に参加ですよ。結果としてそうだったんでしょう、結果として。入札そのものは有効じゃないんですか。そして、こっちで落札されたから、これは落札にならないというかですな。入札そのものは有効じゃないんですか。違うの。だって、それだったら、はな

つからじゃだめになるんじゃないですか。結果としてそうだったんじゃないの。違いますか。

○藤本監理課長 もちろん、これにつきましては公告で条件をつけておまして、それについては参加された業者さんも理解した上で参加をされておりますということと、実は、こちらを無効にしないと、例えば、先ほどの34号議案でいいますと、池田さんのグループが落札となっておりますけれども、例えば三和さんのほうが評価値が高いという場合もあり得まして、その場合、同じ技術者が配置されておるにもかかわらず、三和さんが有効にしてしまうと、こちらを落札者としなければならないことになって、同じ配置予定技術者を無効にしない限り、池田さんのグループを落札者とできないという法的な問題がある関係で、このような取り扱いをしております。

○坂田孝志委員 そうかな。そんなことがあったときは、業者が辞退とかなればな。そうじゃないですか。これは落札だから、これは辞退と、辞退されたので池田さんが落札。入札そのものは適用要件とか何だとか、かなっているんでしょう。違うのかな。かなってなければ無効ですよ。無効じゃないですか。入札の時点では、どこが落札するかわかんないんだから。

○成富政策審議監 手続上の話でございまして、入札自体は有効にされてますけど、落札決定に当たっての処置としまして、そういう無効という取り扱いをさせていただいているという状況でございます。入札自体は、やっぱり参加をちゃんといただいて……

○坂田孝志委員 それは、発注者の判断ですか。どうなっておるんですか、そういうこと

になっておるわけですかね。その入札の中に、いっぱいこうあったときに、今のような条件になったときは、落札されたほかのは無効になりますよとなっていればもう。そうじゃないと、何で、俺はちゃんと入札してあるのに何で無効なんだよと、何か俺は不手際があったかなとなったら、誤解を招いちゃいかぬから一応聞いているんです。

○成富政策審議監 委員おっしゃるとおり、入札公告のときにきちんとその辺は公告して入札していただいていますんで、入札される方はその辺は理解の上、入札していただいているという状況でございます。

○坂田孝志委員 ほかのをぱっと見て、これは何でだったのかで、そういうあれを持たれぬようにですな。わかっていればいいんですけどね、確認の意味でお尋ねしたところであります。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○内野幸喜副委員長 今のところでいいですか、関連して。

今専決のことを課長から説明ありましたけれども、落札率の問題とかもちょっとお聞きしたいんですが、その前に、そもそものその予定価格という、この根拠と位置づけというのをまずちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

○藤本監理課長 予定価格につきましては、定められた積算基準に基づいて、設計図書をもとに積算した結果が予定価格としております。これは標準の歩掛かり、定められた歩掛かりと単価、調査をしました単価をもとに積み上げたものでございます。

○内野幸喜副委員長 位置づけというか、だから、そこはどうですか。

○藤本監理課長 位置づけとしまして、基本的に予定価格以下かつ最低制限価格以上であれば、法令上はその中で自動的に落札となるものでございます。

○内野幸喜副委員長 その話聞くと、基本的にその予定価格に近いから悪いとか、そういうわけじゃないんですよね。恐らくその予定価格に非常に近いところは競争が働いてないという、まあいろんな意見もあると思います。

で、その中で、それぞれの企業が企業努力で、まあこれぐらいだったら何とか利益を出して工事施工できるだろうという判断のもとに、多分この価格でということが入札していると思うんですよね。

ただ、今、県民の中に、1者入札とかの件で競争が働いてないんじゃないかという懸念があるのもまた事実なんです。そういった状況について、今どんなふうを考えていらっしゃるんですか。

○藤本監理課長 ただいま御質問がありました落札率でございますが、今回の専決案件も落札率はやや差がある状況にはございます。

入札につきましては、それぞれ参加する企業が現場の施工条件とか資機材の調達コスト、それから下請の確保状況などをもとに見積もりを行われた上で、その工事の受注意欲を勘案して入札価格を決められた結果であります。あくまでも結果ではあるというふうを考えております。

なお、最近は大量の復旧・復興工事が発注されており、人手不足などから、落札については全体的には高目になっている傾向にございます。

ですから、例えば今回の案件でいくと、建



築工事についてはかなり高い落札率ではございましたけれども、建築は特に民間工事が忙しく、職員も不足している。また、聞くところによりますと、くい工事の下請確保がかなり厳しい状況であるという、いろんな要因が働いていると思いますので、やはり高い落札率のものが多くということになっていると思っております。

○内野幸喜副委員長 今のその状況を考えると、そういう傾向になっているんじゃないかということですね。

これの対策というのも別に何か、じゃあ、いろいろ言われているからどうこうというのは、それはないと思うんですね。

ただ、先ほど言ったように、一つ誤解があるとすれば、その根拠に基づいた予定価格の中で、それぞれの企業努力によって、これだったら利益が出る、これ以上の金額だったらちょっとなかなか利益が出ないよという中で判断しているわけですから、やっぱりその予定価格についての、何というんですかね、ちゃんとした根拠に基づいてやっているんだということも、ちゃんと広く、こういう根拠で出ている工事価格なんですよということも、やっぱり土木部として言っていくべきじゃないかなと思います。そこはですね。

○藤本監理課長 御指摘のとおりだとは思いますが、引き続き入札については、そういったものについてもきちっと——実は、入札監視委員会とかでも、このようなことについては御説明し審議をしていただくということにしておりますので、引き続ききちっと御説明をしてまいりたいと思っております。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○森浩二委員 繰越明許費の件で、流域下水

道ですけど、下水道は計画的にやっているのに、何で3億円近い繰り越しを……。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

流域下水道事業関係につきまして、3億円余の繰り越しを計上させていただいておりますのでございます。

このうち多くは、施設の改築更新に要する費用でございます。その中でも、球磨川上流域下水道処理場につきましては、汚泥脱水機の増設や電気設備更新など、2億円余の工事を実施しているところでございますが、この予定価格の算定に当たり、資材単価の調査などに時間を要し発注がおくれ、やむなく繰越明許費の設定をお願いしているところでございます。

○森浩二委員 発注がおくれたということですね。

○渡辺下水環境課長 はい。

○森浩二委員 わかりました。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第4号まで、第16号、第23号から第38号まで及び第42号から第44号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外23件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外23件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が7件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○吉良土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項1をお願いいたします。

これまで報告しております熊本地震及び梅雨前線豪雨等に伴う災害復旧事業及び災害復旧関係事業の進捗状況でございます。

前回は6月末現在の状況でございましたけれども、今回は9月末現在の状況でございます。

また、今回は、県分、市町村分の内訳も加えまして整理しております。

それではまず、県、市町村を合わせた復旧事業の全体的な進捗状況でございますけれども、表の最下段、合計欄をごらんください。

全体工事費約1,788億円でありまして、このうち9月末までに約795億円を発注し、その発注率は約44.5%で、前回報告の6月末に比べ、約6.9ポイント上昇しております。

また、工事が竣工したものの割合であります完了率は約12.9%で、6月末に比べ約4.6

ポイント上昇しております。

次に、事業別及び県、市町村別の進捗状況の内訳でございますけれども、まず、災害復旧事業ですが、表の発注欄3段目から5段目をごらんください。

公共土木施設災害復旧事業では、県、市町村とも発注率は60%程度となっている一方、農業用施設災害復旧事業では、県、市町村合わせて約37%という状況でございます。

次に、災害復旧関係事業でございますけれども、発注欄の下から7段目をごらんください。

土木部所管事業では、設計や用地取得等に時間を要していることから、発注率が県、市町村合わせて約6%と1桁にとどまっているという状況でございます。本事業の促進に向け、さらに重点的に取り組んでまいります。

なお、裏面は参考資料でございまして、上段のグラフは災害復旧事業の3月末以降の発注率と完了率の推移、下段の表は災害復旧事業の件数ベースでの取りまとめでございます。

以上が熊本地震等に伴う災害復旧事業等の進捗状況でございます。

それでは、次のページをごらんください。

「熊本県土木部 復旧・復興のあゆみ」の発行についての報告でございます。

土木部では、復旧、復興の取り組みをわかりやすくお知らせするため「復旧・復興のあゆみ」を発行することとしまして、第1号を10月上旬に県のホームページに掲載いたしました。今後も定期的に発行し、復旧、復興の姿の見える化を進めてまいります。

以上で報告事項1の説明を終わります。

続きまして、報告事項2をお願いいたします。

建設工事における円滑な施工確保対策の取り組みについてでございます。

今回新たに2つの取り組みを開始いたしましたので、御報告いたします。

まず1つ目が、復興係数の引き上げでございます。

復興係数は、工事価格算定における共通仮設費及び現場管理費の算定率を補正するもので、東日本大震災被災地の東北3県で初めて適用され、本県では本年2月1日から全県で適用されているところでございます。

まず、(1)の経緯ですが、本年4月以降も不調、不落が続いていることから、去る10月25日に、知事が国土交通大臣に引き上げを要望し、11月1日から適用することとなりました。

引き上げの内容については、次の(2)にありますように、上益城と阿蘇地域を対象としたもので、現行の共通仮設費率の補正率1.1を1.4に引き上げるものでございます。

2つ目が、災害復旧推進チームの設置でございます。

被災規模が大きかった熊本市、上益城及び阿蘇地域における復旧・復興事業を円滑に進めるため、工事発注前の準備段階から工事完成までの全ての段階において生じますさまざまな課題に対して、関係者が情報を共有し対策を検討するため、土木部において設置するものでございます。

メンバーは、本庁関係課と被災地域振興局の実務担当者で、国土交通省にオブザーバーとして参加していただいております。去る11月21日に第1回会議を開催しましたがけれども、今後は定期的に開催していきたいと考えております。

以上が円滑な施工確保対策の新たな取り組みでございます。今後とも復旧・復興工事が円滑に進むよう、施工確保対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項3の資料をごらん願います。

益城町木山地区における土地区画整理事業の県施行について御報告いたします。

総括説明にもありましたように、益城町による都市計画決定後、県施行により速やかに用地取得ができるよう、今定例会に補正予算の計上をお願いしているところでございます。

まず、1の事業概要といたしまして、面積約28.3ヘクタールを土地区画整理区域とする都市計画決定の手続が、現在益城町で進められております。総事業費は約100億円を超えると想定されます。

なお、事業概要につきましては、平成30年度に国土交通大臣に事業認可を受け、決定する予定でございます。

次に、2の主な経緯といたしまして、ことし10月18日、益城町と町議会から県施行の要望を受けました。その後、11月21日に、知事が土地区画整理事業の県施行を表明いたしました。

3の今後のスケジュールといたしまして、今年12月に益城町都市計画審議会に土地区画整理区域の都市計画決定が諮られ、年内に都市計画決定される見込みでございます。その後、年明けの1月から、県において説明会等を開催し、用地先行買収に着手したいと考えております。平成30年度に、県事業として国土交通大臣から事業認可を受ける予定です。

都市計画課からの報告は以上でございます。よろしく御報告いたします。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

熊本県住宅マスタープランの案について御説明させていただきます。

お手元のA3判資料、報告事項4をごらんください。

前回の9月の常任委員会で御説明しましたが、法に基づき、国が全国計画を、都道府県が都道府県計画を策定するよう義務づけられています。

現在の県計画は、平成24年から平成32年までとなっていますが、全国計画の改定に合わせ、今回中間見直しを行うものでございます。

また、本県においては、熊本地震の復旧、復興に関する住宅関連施策を盛り込んだ案としております。

社会情勢の変化としましては、グラフでもお示ししておりますが、これまで住宅総数と総世帯数の推移の中で空家率が増加してまいりました。今後は、世帯数も減少する中で、高齢者世帯は増加傾向が続くことが見込まれています。

また、この資料には記載しておりませんが、熊本地震では約19万棟の住家に被害があり、うち8,600棟余りが全壊となっています。

県営住宅につきましては、ストックの老朽化が進展していますが、高齢者、子育て世帯等の応募は増加傾向にあります。また、熊本地震では、被災者の受け入れを行っていません。

これらを踏まえて、今回の改定では、全国計画との整合や熊本地震からの復旧、復興に関する施策を盛り込んだ目標の設定と、本県の復旧・復興4カ年戦略を推進する上での重点政策の設定など、大きく2点を行ってまいります。

右のページに計画の体系を示していますが、住宅マスタープランの基本理念を「夢にあふれる豊かな住生活の実現」と定め、4つの将来像を掲げ、それに該当する基本目標を位置づけています。

また、熊本地震からの復旧、復興に関する施策を反映するため、基本目標を設定しています。

これらの5つの基本目標のそれぞれに、具体的な目標となる幾つかの政策目標を設定していますが、その中で赤丸をつけたものが重点政策となります。

あわせて、県営住宅につきましても、既存ストックの有効活用と長寿命化、社会ニーズに対応した運営など、今後のあり方について整理しています。

目標の実現に向けた具体の施策については、この資料にはお示しすることができませんでしたが、各政策目標に対応する形で具体の施策を整理しております。

住宅マスタープランの改定作業は、高齢者住宅や不動産管理、流通など、各分野の有識者による委員会をこれまで4回開催し、御意見を伺いながら進めてまいりました。

最後に、今後のスケジュールですが、今議会終了後、12月下旬から1月にかけてパブリックコメント、2月に国土交通大臣の同意、3月に公表とする予定でございます。

以上でございます。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

報告事項5の資料をお願いいたします。

八代港は、去る7月に、国際旅客船拠点形成港湾として、全国6つの港の一つとして国の指定を受けました。

先ほどの総括説明にもありましたように、このたび、国際旅客船拠点形成計画書を6港の中で最も早く策定し公表いたしました。

この計画書は、国とロイヤル・カリビアン・クルーズ社の同意を得て、県が作成したものです。

資料下の枠囲みの概要に示しておりますように、この形成計画では、左側の分になりますが、「1 国際旅客船拠点形成に係る取組方針」「2 拠点形成に向けて取り組む事業」、そして右側半分になります「3 係留施設(岸壁)の優先的な利用」「4 目標」などを定めております。

今後は、ロイヤル・カリビアン社との間で、この形成計画の実行に向けて協定を締結することとなっております。引き続き、国やロイヤル・カリビアン社と連携して、平成32

年春の供用開始を目標にしっかり取り組んでまいります。

港湾課からは以上でございます。

○松永砂防課長 砂防課でございます。

報告事項6をごらんください。

土木部長の総括説明にもございましたように、あす12月12日に、国土交通省九州地方整備局が、阿蘇山における土砂災害対策の計画段階評価に関する有識者委員会を開催します。

計画段階評価につきましては、国の新規事業化に向けた最初の手続きであり、阿蘇山における直轄砂防事業の事業化において、大きなステップとなるものです。

下に、国の新規事業化に向けたフローを記載しています。

計画段階評価の後は新規事業評価が実施され、その後の予算の成立により事業化が決定します。

砂防課の報告は以上のとおりです。よろしくお願いたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

報告事項7、創造的復興に向けた重点10項目の進捗状況について説明をいたします。

各項目の進捗については、5月末時点の状況を6月の本常任委員会で報告をさせていただきました。

今回、11月末時点の情報に更新しましたので、報告をさせていただきます。

この一覧の見方については、表の一番下に記載をしております。前回報告をさせていただいた5月末時点からの変更点を赤色で表記しています。青色の枠囲みが、既に達成、完了したものでございます。

10項目のうち、土木部が主体となって進めております③阿蘇へのアクセスルートの回復、⑤益城町の復興まちづくり、⑨八代港のクルーズ拠点整備について、5月末時点から

の変更点を中心に説明いたします。

まず、③の阿蘇へのアクセスルートの回復について、上から5項目が土木部に関連している道路関係でございます。

8月に、長陽大橋ルートが応急復旧により回復いたしました。

次に、⑤益城町の復興まちづくりについて説明いたします。

熊本高森線の4車線化については、冒頭で部長が説明しましたとおり、10月から用地交渉を進めており、一部契約もいただいております。

また、木山地区の土地区画整理事業については、報告事項3で説明しましたとおり、県による施行を表明し、関連予算を今定例会に提案をしております。

次のページをお願いいたします。

最後に、⑨八代港のクルーズ拠点整備について説明いたします。

先月25日に、耐震強化岸壁整備の着工式を行いました。

また、報告事項5で説明しましたとおり、先月22日には、港湾法に基づく国際旅客船拠点形成計画を公表しております。

なお、この項目の到達イメージにつきましては、年間200隻程度の寄港実現を、年間200隻程度が寄港可能な受け入れ環境の実現と改定しております。平成31年度末までに専用岸壁や旅客ターミナルの整備など、200隻のクルーズ船に対応できるよう環境が整うことを明確にするという趣旨でございます。

説明は以上ですが、これら10項目を初め復旧、復興全体に、着実に、スピード感をもって進めてまいります。引き続き、県議会の御協力と御指導をよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○瀧上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

○松村秀逸委員 阿蘇へのアクセスルートの中で、ちょっとお尋ねします。

この現道の57号線がなかなか、まだ発表というか、どういう状況か、いつごろ、設計がどういう形になって、どういう状況でいつごろまでの見通しなのかというのをちょっと知りたいんですが、なかなか。

やはり北側代替道路については32年度ということで話し聞いておりますけれども、まだそこら辺が非常に不透明なものですから、皆さん、いつでくっただろうかというのが非常に要望が多うございますから、少し、わかる範囲でよございますから教えてください。

○上野道路整備課長 道路整備課でございます。

阿蘇現道の地区につきましては、九州地方整備局さんのほうが、ここの地区における技術検討会というのを、有識者の方々を入れて技術的な検討をされておまして、最近では11月10日に第6回会合がされたところでございます。

その中の最終的なまとめとしましては、やはり現時点では、のり面の崩壊部分等あるいはのり面の亀裂等への対策等が、まだ今後の見通しが最終的までは見通されておられませんので、現時点では復旧時期は見通せないというふうなことが結論でございます。

ただ、調査をしていく中では、かなりわかってきた部分もございます。まず、斜面の崩壊部分につきましては、約240メートルの延長の中であの大規模崩壊が起こっておりますけれども、改良等が進みまして、今後はのり面の恒久対策に向けて作業は進められていくということになっております。

その後は、その中に補強の盛土としてそれを構築するのは可能ではないかというところまでは今明らかになってきているところでございます。

それ以外にも、熊本側と大分側におきまして、路側の決壊というのがそれぞれ起こっております。熊本側が約140メートル、大分側は80メートルということで、もともと現道であった道路のところそのものが黒川のほうに向かって崩壊しているというところもございます。こちらにつきましても、路側に対する対策等は随時進めておられますけれども、なかなかこれが最終的に、まだ、いつごろ終わっていくということまでは、現時点では国としては明らかにされてないところであります。

このような状況を踏まえまして、国のほうも、阿蘇地域の皆様への情報提供ということで、地元等あるいは地元の議会等にも説明は、現在の状況はされておりますので、また引き続き県としましても、国のほうには情報の提供と、あと速やかな復旧を求めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○松村秀逸委員 今のお話だと、当初よりも相当被害の状況が、もともと想定していた被害よりもひどくなるとということですかね。それで技術的なものがなかなか決まらないということですか。

○上野道路整備課長 今まで、そのものの、のり面のやはり大規模崩壊でございましたので、人が入るといっても、安全上、非常に厳しく、無人化施工というふうなものも行われてきましたところでございますので、なかなかその全容を把握するまでには時間がかかってきたというのがございます。

そのほか、地震後の降雨等により、やはりのり面の侵食がさらに進んだというところもございますので、現在も、その崩壊、亀裂の状況等につきましては、モニタリング等を行われながら、慎重に復旧に向けて進められているというところでございます。

以上でございます。

○松村秀逸委員 当然、57号線の復旧がなかなか進まないということは、豊肥線のほうも難しいんですね。

○上野道路整備課長 今おっしゃいましたように、もともと、豊肥線と現道57号線というのは並行して走っておりますし、斜面があって、豊肥線、現道、それと黒川のほうに斜面が落ちていたということでございますので、やはりそこのところは一步一步この盛土、路体を構築して上げていくことから、また今後の状況が見えてくるんじゃないかというふうに考えております。

○淵上陽一委員長 よろしいですか。

○松村秀逸委員 はい。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○大平雄一委員 木山区画整理に関して3点ほど、1つずつ質問をさせていただきたいと思えます。

まずは、まちづくりに対しまして、本当に御尽力いただきまして、ありがとうございます。

その中で、今度の補正予算の中で先行取得をするという用地、これはこういった種類の用地になるのかというのとあわせて、区画整理の中に高森線の県道拡幅も含まれておるようでございますけれども、県道拡幅は用地買収で、区画整理は減歩というようなやり方になるかと思うんですけれども、そういった中で、木山の区画整理内の県道拡幅に土地を持っていらっしゃる方にとっては、こういったそのメリットというかデメリットというか、県道拡幅であれば用地買収ということで、土地を買収されるわけなんですけれども、区画整理になって減歩ということで、そこは減歩

で土地は買いませんという形になれば、そういった方にはデメリットになるのかというふうにちょっと思ったんですけれども、その辺を教えていただけますか。

○坂井都市計画課長 今回上程しております用地買収につきましては、区画整理区域がことし12月に都市計画決定されて区域が決まります。その中において、補償物件がない土地、更地の土地、そういう土地について売りたいと希望される方の土地を買っていきたく思っております。

それと、区画整理区域内の、今熊本高森線が事業認可を受けておりますけれども、区画整理区域が都市計画決定することになりますと、来年度の事業認可、区画整理の事業認可を受けることとなりますけれども、そのときとあわせて、街路事業の部分につきまして重なっている部分が延長で大体700メートルございますけれども、その部分については除外するという形になると思えます。

で、用地買収を考えられる方につきまして、区画整理区域内で、現在熊本高森線が27メートルの4車線化で想定しています幅の区域で土地を売りたいという方がおられるというお話ですけれども、先行買収を予定しておりますので、そういう土地につきましても、今回の補正予算で対応することは可能でございます。

現在、益城町のほうで、今後土地をお売りになるか、またはこの土地に残って、またここで生活再建されるか、そういった点のアンケート調査はやられているようですので、その辺の意見を踏まえたところで、できるだけ早く、都市計画決定後、地元の皆さんのところに行きましてお話を伺いながら、用地先行取得ができるだけ早くできるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○大平雄一委員 ありがとうございます。

そこに関連するんですけれども、長期化するということでも不安をされている方々の意見が新聞等で報道があっただけでも、平成33年度に完了する予定だというふうに地元の方は認識をされているみたいなんですけれども、あと4年ぐらいしかないということでも、果たしてその33年という期日を区切っていることが実際可能なかということと、もう一つ、きのうもちょっとお話を聞いた中で、自分の自宅の周辺がどういうふうに具体的になるのかとか、自分は自宅をもう再建したんだけど、この再建する費用は全額負担をまたしてくれるのだろうかとか、そういう細かいところをやはり不安に思っている方がいらっしゃるって、その方々から、今アンケートとか来ても答えるに答えられないというようなお話があるので、早くその辺を、測量等の関係もあって具体的なことはなかなか言えないかと思うんですけれども、大体どれぐらいにそういうのを示していけるのかという、大体のスケジュールを教えてくださいなんですけれども。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

今、益城町役場のほうで、区画整理の進め方について、大まかなスケジュールを言っているんですけど、そのことが平成33年というお話があったんだろうと思いますけれども、これから具体的に計画を立てていきますので、きちとしたスケジュールというのは、今から都市計画決定後決めていく必要があるかなと思っております。

具体的に、動かなければならないのか、家をどかさなければいけないのか、そういった点につきましても、地元の皆さんがどういうふうなまちづくりをするか、例えば道路をもう少し密に入れてほしいとか、いや、そんなこと、もうこれまでと同じぐらいの密度で道

路を入れてくれとか、いろいろ考え方があると思いますので、その辺をお聞きしながら、どういう町割り、どういう道路の入れ方をしていくかということを見た上で、最終的には決めていく必要があるかなと思っております。

以上です。

○大平雄一委員 今のお話だと、地元のまちづくり協議会の方々の意見をということでしょうか。

○坂井都市計画課長 今後、町のほうで、まちづくり協議会の皆さん、それと地権者の皆さん、それと町役場が窓口となりまして、それと町議会の代表の方も入れたところで、連合協議会という組織をつくっていただきます。そういう中で、どういうまちづくりをするかというのをとおおむね決めて意思決定をしていただきまして、県とまたすり合わせをやっていくという形になっていこうかと思っております。

○大平雄一委員 それにまた関連するんですけれども、益城町の町議会、これ、与党少数で、現在も3名の議員の方が反対と、で、数名の方が条件つき賛成ということは、条件によっては反対ということで、議会も大きく割れている状況であります。そして、来年の4月に町長選挙があります。

そういった中で、そういった反対をされる方々が推される町長がもし誕生した場合に、この事業というものの見直しというものをやはり考えざるを得ないのかどうかというところを、どういうふうに認識されているかというところを教えてください。

○坂井都市計画課長 まず手続としては、都市計画決定の手続がございます。一度都市計画決定されますと、そのまちづくりについ



ては区画整理等で進めていくという意味決定がなされます。そういう状況が一つあります。

それと、実際に被災されまして、今仮設住宅とかにいらっしゃる方がおられます。早く生活再建をしたい、例えば区画整理区域内に早く家を再建したい、いや、私は違う土地に行きたい、いろいろな形が出てくると思えますけれども、そういった方々に、どういうことをやっていくかというのを早く示さなければならぬというのが一つございます。

だから、県としても早く意思決定をして進めていかなければならないと思っております。ただ、町長選挙に関連したお話ですけれども、まちづくりについては、やはり町が主体的に取り組んでいかなければならないと思えますので、その辺はどうか理解をしていただけるように説得していきたいと思っております。

○宮部道路都市局長 済みません。ちょっと補足させていただきたいと思っております。

区画整理を今からやっていく上で、やはり知事が松田県議の御質問に対してお答えしたんですが、やはり益城町の復興なくして熊本の復興はない、そしてもう一つが、やはり熊本の都市圏東部のまちづくりをつくっていく上では、やはりこの熊本の発展のためには不可欠ですよということで御答弁させていただきました。

やはり、これから都市計画決定されて、そして区画整理事業を進めていくんですが、まずは私どもは都市計画決定がされた後の事業認可というのに今後進めてまいります。その中で、町との協議も必要であります、やはり熊本県としましては、先ほど申し上げたとおり、益城町の復興なくして熊本の復興はないというような考え方のもとに進めていきたいというふうに思っておりますので、そこはしっかりと我々が進めていきたいというふう

に思っております。

それにつきましては、やはり益城町の政治がこれからどうなるかはわかりませんが、そこにつきましては一緒になってやっていきたいということで、お互いにそこはちゃんと協議をしながらやらせていただきたいというふうに思っております。

それともう一つ。先ほど冒頭に大平委員のほうから御説明がありました先行取得についての話でちょっと補足させていただきませんが、先行取得をする用地といたしまして、公共用地にその部分を充てるということで先行的に買っていききたいというふうに思っております。そこはつけ加えさせていただきたいというふうに思っております。

区画整理につきましては、換地というのがございます。ですので、道路の上で買った土地をそのままそこに使うんじゃない、いろんなところに換地をしていくということなので、その場所ではないということは、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大平雄一委員 はい、ありがとうございます。

ぜひ、私も一生懸命頑張って皆さんと協力してやっていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○内野幸喜副委員長 1つだけいいですか。

直轄砂防事業。あした有識者委員会が開催されるということですのでけれども、予算というのは大体どれぐらいですか。

○松永砂防課長 先日、知事の記者会見でもございましたとおり、現時点では100億を超

える規模というふうになっております。

○内野幸喜副委員長 県もこれで大分負担が軽減されると思うんですけども、その100億を超える規模というのも、100億なのか、それとも180億では大分違いますから、県としてはそういう要望はしているんですよね。どうなんですか。

○松永砂防課長 県としまして、具体的に幾らという形では要望はしておりませんで、今後、阿蘇地域における復旧、復興が進むような形で直轄事業を国にさせていただくということで要望をしております。

○内野幸喜副委員長 わかりました。

○淵上陽一委員長 よろしいですか。

○内野幸喜副委員長 はい。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページに公表することとしております。

ついては、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様にお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かございませんか。

（「ありません」「よかね」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員 河川課にちょっと。

阿蘇大橋が崩落しておるでしょう、護岸というか。あれ、高さが10何メートルぐらいあると思うとたいな。溪谷みたいになっとるでしょう。あの復旧は河川ですとですか、どこですとですか。

○丸尾河川課長 ちょうど阿蘇大橋が崩落している地域は、立野ダムの直轄区間と県管理区間のちょうど境付近でもございまして、そのあたりが、どういったところがそれが今壊れているか、そういうところを今精査はまだできておらない状況でございまして、今後そういったところがどちらでやるかというのは決まってくるかと思えます。

で、河川護岸としては、今、災害復旧としては、あの地域では実はまだ災害復旧として計上しているものではございませんので、恐らく直轄区間だろうというふうには思っておりますが、そこあたりは少し情報を照査して、また報告したいと思っております。

○森浩二委員 じゃあ、あの区間は、まだ査定も何も受けておらぬということ、そのまんまということですか。

○丸尾河川課長 阿蘇大橋前後においては、土木施設はなかっただろうと思っておりますが、災害復旧としてはそこは査定に上げていない状況です。

○森浩二委員 それは後でも、申請で間に合うとですか。

○丸尾河川課長 災害復旧としては、やはり査定を受けないと後の復旧としてはできません。あの地域に崩落土砂等がかぶっていたりとか、いろんな状況でなかなかそこに入れなかったというのもございますし、その下に、本当に施設がどうだったのかというのが、なかなか判明しづらいところがございます。

ですから今後、復旧においては、国と連携しながら、いろいろまた相談させていただければと思っております。

○森浩二委員 はい、わかりました。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が9件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして、第6回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長